

令和3年 第11回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年11月15日（月）午後2時00分～午後3時00分

2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

3. 出席委員数 15名

4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出					
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出		

5. 議事録署名委員の指名

8番 小野伊八郎 9番 久保田直宏

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 藤田 美智
係 員 中村 洋平 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第62号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第66号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第67号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの方の進行を豊後大野市農業委員会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を

申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名あります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、举手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第11回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時00分）

（2）議事録署名委員の指名

議長　　日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。8番 小野伊八郎 委員、9番 久保田直宏 委員にお願いします。

（3）報告事項

議長　　日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告がありますが、令和3年第10回定例総会から本日の令和3年第11回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた4点について2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

議長　　続いて、「報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局　　事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。
「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」
(議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読)以上です。

議長　　説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員　　[ありません]の声あり

議長　　質問が無いようですので、次に進みます。

（4）議事

議長　　これより、日程4の議事に入ります。まず、「議案第62号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課　農業振興課の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧く

ださい。議案第 62 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和 3 年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。
(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番の 1 案件を 2 番 麻生祐三子委員にお願いいたします。

2 番委員

緒方の麻生祐三子です。11 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請者は、社会福祉法人●●●●から、グループホーム花見園周辺に花見山公園を整備し申請地に桜を 30 本植える計画を立てたため、申請地を譲って欲しいとの相談を受けたことから、売買することで話がまとまりました。除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地のその他の農地となります。許可基準は、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができないために該当します。農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。

以上、報告します。

議長

次に、番号 2 番の 1 案件を 14 番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14 番委員

大野の工藤妙子です。11 月 4 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請者は、土地利用者である大野町●●の●●●●氏から申請地を譲って欲しいとの相談を受けたことから、売買することで話がまとまり、令和 2 年 3 月に資材置場として整備したため、除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地のその他の農地となります。許可基準は、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができないために該当します。農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 62 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

3 番委員

3 番の後藤です。番号 2 番の案件についてですが、既に転用がされているとのことですが、これに関して追認の申請は無いのでしょうか。

- 事務局 まずは農振地域からの除外を済ませた後に、5条で追認の申請をしていただくように指導をしています。
- 議長 他にございませんでしょうか。
- 11番委員 11番の廣瀬です。2番の案件について、是正の指導をしているとのことですが、本来的にはあってはならないことで、そのことに関するペナルティが無くて、ただ書類的に揃えることを指導するだけですか。それだったら、農振除外をせずに転用して、後で始末書を書けばいいということになってしまいます。そこはきちんと線引きしておかないと、ただ申請をして、是正をすればいいという問題ではないと思います。
- 事務局 廣瀬委員の言い分はごもっともでございます。現在の農地法の中で、違反転用に関するペナルティはありません。今後考えていかなければならぬと思います。現状では、ペナルティ無し、追認では正を行うことになっております。
- 13番委員 13番の後藤です。先ほどの会長報告の中で、常設審議委員会の第3号議案で違反転用の議案がありました。そこでどのような議論が行われたか、今分かる範囲で教えてください。
- 議長 常設審議委員会の中では、農業委員・推進委員が農地のパトロールに目を配り、活動報告を上げてもらい、実態の把握に努めてください。最近、是正のための追認の案件が増えています。県の段階では、3,000m²以上の案件については審議を行いますが、それに満たない案件については、市町村で注意をして処理をしてくださいとの意見がありました。
- 13番委員 ペナルティについての議論はなかったのでしょうか。
- 議長 ペナルティなどの意見は出ませんでした。コロナの関係で、農業委員・推進委員の研修が今期になってできていません。コロナが収まったら、学習会や研修会を開催していきますので、その際はよろしくお願いします。
- 事務局 今、豊後大野市で原状回復の指導をしている案件が1件あります。大野町の件です。一度是正の追認申請をしたにも関わらず、再度無断で太陽光パネルを設置したものがあります。現在事務局の方で、今年中に撤去を行い、農地に復元するよう指導しています。それに従わない場合は、県に報告を上げていきます。
- 今回の2番案件の場合は、知らなかつたこともありますので、是正のための追認となっています。今後、再度無断転用を行った場合は、ペナルティなどは無いですが、原状回復を指導していきます。
- 11番委員 一点気をつけないといけないことは、農振除外には時間がかかるため、除外の決定を待たずに転用を行った場合は困ったことになると思います。農振法や農地法のことを知って無断転用を行い、後から知らなかつたということで、書類を揃えてしまえばいいということになってしまふので、それはおかしいことです。そこはきちんと考えて、本当に悪いところは原状回復を指導するとかしておかないと、今後こういった例は増えて来ると思います。

ます。農振除外などは申請を先にさせないと駄目です。農振地区は転用等はできない地区ですから。

議長 委員の皆様方も、是非気をつけて地域に目を配っていただきたいと思います。

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 62 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、「転用は可能である」との報告です。これから採決します。議案第 62 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます

事務局 挙手全員です。

議長 举手全員により、「議案第 62 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、「議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願ひいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和 3 年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和 3 年 11 月 16 日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第 63 号の案件につきましては、7 番委員が関係していることから、農業委員会議規則に基づき、7 番委員の退席をお願いします。

議長 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第 63 号についてこれより質疑を許可します

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑が無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 63 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

14 番委員 举手全員により、議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、原案のとおり決定されました。7 番委員の入室を認めます。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 30 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 31 分)

議長 次に「議案第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、
地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 3 番後藤綾子委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。11 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてあります。申請地は利用権設定を行い、平成 30 年から譲受人が耕作してきた農地です。譲渡人は市外在住であり、豊後大野市に戻る予定もないため、譲受人に譲り受けくれないかと相談しました。譲受人も既に耕作している農地であり、これまで賃貸借だったため、購入することで話がまとまり、合意解約書と同時に申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、55 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてあります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は県外在住で高齢のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和 3 年 9 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した自宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、4 アールとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてあります。申請地は譲受人の実家に近く利便性が良いことから、譲受人の亡祖父の代から管理してきた農地です。この度、これまでも管理してきたことから正式に譲って欲しいと相談したところ、売買での話がまとまり、申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に母が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、173 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 64 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 64 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告あります。

これから採決します。議案第 64 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9 番委員 三重の久保田直宏です。11 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、市内の借家に子どもと 4 人で生活をしていますが、住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の c の (e) の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 8 番 小野伊八郎委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。11月5日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借入 株式会社●●●●代表取締役 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う農地の転用の件についてあります。借人は、再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。農地以外の土地を検討しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ、貸人に相談しました。貸人も、農業を行っておらず管理に苦慮していたため、賃貸借することで話がまとまり、農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の方の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第65号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第65号の番号1番及び番号2番の2案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第65号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の举手を求めます。

事務局 举手全員です。

議長 举手全員により「議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第66号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第66号 現況証明（非農地証明）について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは、番号1番の1案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。11月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者●●●●さんの、現況証明願いについてであります。申請地は、亡夫が農地法第4条許可を取得せずに一般住宅を建築した土地ですが、

建築後 20 年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 7 番 衛藤講治委員にお願いいたします。

7 番委員 清川の衛藤講治です。11 月 4 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、所有者 豊後大野市長 川野文敏さんの、非農地証明願いについてであります。申請地は、昭和 46 年度に旧清川村が買収し給食調理場を建設した土地で、豊後大野市西部学校給食調理場の建設に伴い平成 19 年に解体し、現況は原野となっており、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の (4) に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 66 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 66 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 66 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 66 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 67 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 74 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付隨し

た農地の指定について審議するものです。

ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の 1 案件を 2 番 麻生祐三子委員にお願いいたします。

2 番委員

2 番の麻生祐三子です。それでは報告致します。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 3 年 7 月 20 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長

次に、番号 2 番の 1 案件を 5 番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5 番委員

5 番の小野不二夫です。それでは報告致します。番号 2 番の案件については、申請者 故) ●●● 相続人 ●●●さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 3 年 5 月 31 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付隨した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 67 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します

委員

[ありません] の声多数

議長

他に質疑はありませんか。無いようであれば、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 67 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長

挙手全員です。

議長

挙手全員により、「議案第 67 号 空き家に付隨した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長

これをもちまして、令和 3 年第 11 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 3 時 00 分)

議事録署名委員 8番委員 小野伊八郎

" 9番委員 久保田直宏